



総合健診のお知らせ

平成24年度は特定健診の受診率を全国で評価する年度になっています。(5年に一度の実施)鞍手町は、特定健診の受診率が年々減少しているため、今年度は、1月に2日間追加で健診を実施します。総合健診の申し込みを受け付けています。健(検)診は身体の状態をチェックできるよい機会です。

※平成24年度の総合健診は平成24年4月から平成25年3月までの期間となっています。4月から12月の間に受診していない人は、この機会にぜひお申し込みください。



健(検)診は身体の状態をチェックできるよい機会です。まだ、受診されていない対象者の人は、健(検)診項目・日程を確認し、ぜひ受けてください。

期 日	場 所	受付時間など
1月27日(日)	総合福祉センター	午前8時30分から 10時30分まで ※結果説明会は 後日行います
1月28日(月)		

- **申し込み方法** 直接、総合福祉センターまでご連絡をお願いします。
- **健(検)診内容** 各種がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん・肝炎ウイルス)、結核検診、基本健診、特定健診
- **申し込み・問い合わせ** 総合福祉センターまで

乳幼児健診・相談

12月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。



- **とき** 健診の内容によって異なりますので詳細は通知(案内)書をご確認ください
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **内容** 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など

健診内容	期 日	生年月日
4か月健診	12月13日(木)	平成24年7月17日から 平成24年8月20日生まれ
7か月健診	12月20日(木)	平成24年4月27日から 平成24年5月24日生まれ
12か月健診		平成23年12月1日から 平成23年12月31日生まれ
1歳半健診	12月6日(木)	平成23年5月2日から 平成23年6月6日生まれ
3歳児健診		平成21年11月2日から 平成21年12月6日生まれ
乳幼児相談 (身体測定・育児・栄養相談)	12月26日(水)	平成24年10月30日から 平成24年11月26日生まれ

※乳幼児相談は、どなたでもお気軽にお越しください。(申込不要)

予防接種

■BCG予防接種

- ▽4か月健診のときに行います
- ▽接種期間 生後6か月未満
- ▽場 所 総合福祉センター保健棟

期 日	時 間
12月13日(木)	午後1時30分から2時まで
1月17日(木)	

■ポリオ予防接種



ポリオ予防接種は、9月より不活化ポリオワクチンとなり、かかりつけの医療機関で個別の接種となっています。接種についてのご相談はかかりつけの医療機関にご相談いただくか、総合福祉センターまでお問い合わせください。



母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠中の生活や制度などについて保健師が説明します。



- **とき** 12月5日、12日、19日、26日の午前10時から11時30分まで①必ず妊婦さん本人がお越しください②原則、毎週水曜日の交付ですが、都合がつかない場合は相談に応じます
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **必要なもの** 妊娠届出書(ある人のみ)

Support

国保の
国民健康保険
制度の
解説です

そこが**知**りたい

役場保険年金班 ☎42局2111番

年収百三十万円未満の国民健康保険の加入者は

社会保険の被扶養者にな

れる場合があります

被扶養者として社会保険に加入できるのは、左の図の三親等内の親族であることが第一の条件となります。

被扶養者になるためには、主に被保険者(左の図の本人)の収入で生活していることが必要です。その基準としては、被扶養者となる人の年間収入が百三十万円(60歳以上や障害者は百八十万円)未満で、被保険者の収入の

二分の一未満でなければなりません。

●被保険者と同居でも別居でもよい人

①配偶者②子、孫③弟、妹④父母など直系の尊属

●被保険者と同居が条件の人

①前記以外の三親等内の親族②被保険者の内縁の配偶者の父母や子③内縁の配偶者が死亡した後の父母や子

●家族の社会保険に被扶養者として加入しても、その保険料が上がることはありません。該当すると思われる場合は、家族の職場の健康保険担当者にご相談ください。

また、社会保険の被扶養者になったときは、

14日以内に役場

保険健康課保険年金班で手続を

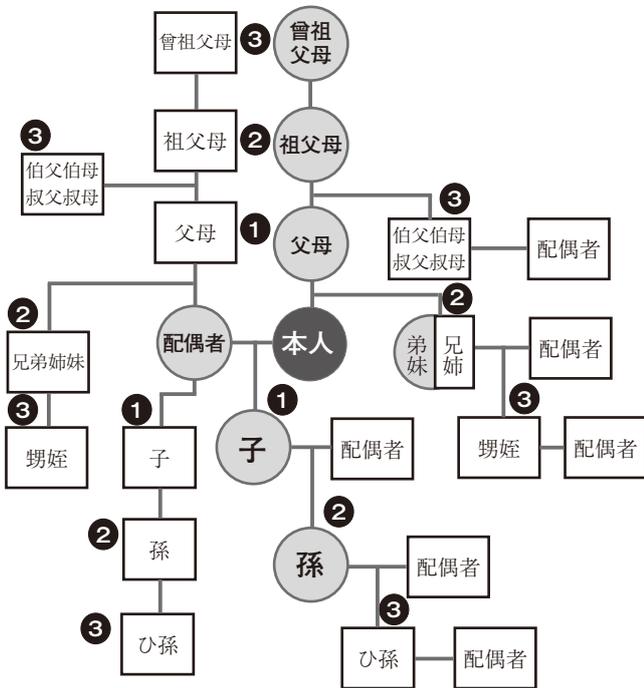
してください。

●必要なもの
印かん、社会

保険の保険証、国民健康保険証

被扶養者の範囲 (三親等の親族図)

白抜き数字は、親等数です。○の人は、主に下図の本人の収入で生活していることが必要です。□の人は主に下図の本人の収入で生活し、かつ下図の本人と同居していることが必要です。



確定申告の前に高額療養費の申請を忘れずに

国民健康保険に加入されている人で、平成24年の医療費の内、高額療養費に該当される人は、確定申告の前に必ず申請をしましょう。

●ポイント 同じ月内(1日から末日まで)の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。限度額は、年齢や世帯の状況で異なります

ので、詳しくはお問い合わせください。
●申請に必要なもの 保険証、領収書、印かん、通帳(世帯主名義のもの)
●問い合わせ 役場保険健康課保険年金班まで

